

新型コロナウイルス感染症に伴う **個人** 向けの給付や貸付等の相談窓口

(R4年2月10日現在)

区分	事業名	実施	内容	対象者	問い合わせ先
1	給付 子育て世帯への臨時特別給付金	市	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため。平成15年4月2日から令和4年3月31日に生まれた児童ひとりにつき一律10万円を支給	平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子どもを養育している者	こども未来課 82-2236/88-9080
2	給付 住居確保給付金制度	市	住居を失っているまたは失う恐れがある場合に給付金(家賃)を支給。給付額は収入や世帯人数により異なる	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあって、常用就職の意欲がある人	厚生保護課 82-2221/88-9079
3	給付 国民健康保険 傷病手当金	市	次の算式により算出された額を支給(直近の継続した3か月間の給与収入の合計÷就労日数)×3分の2×支給対象日数(※) ※支給対象日数:仕事に行くことができなかった日から起算して、3日を経過した日から仕事に行くことができない期間のうち、仕事に行くことを予定していた日)	宇陀市国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)ことにより、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなくなった人 (注1)事業主の人は対象ではありません (注2)濃厚接触者であっても、症状のない人は対象ではありません	保険年金課 82-3672/88-9086
4	給付 後期高齢者医療制度 傷病手当金	市	次の算式により算出された額を支給(直近の継続した3か月間の給与収入の合計÷就労日数)×3分の2×支給対象日数(※) ※支給対象日数:仕事に行くことができなかった日から起算して、3日を経過した日から仕事に行くことができない期間のうち、仕事に行くことを予定していた日)	後期高齢者医療の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)ことにより、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなくなった人 (注1)事業主の人は対象ではありません (注2)濃厚接触者であっても、症状のない人は対象ではありません	保険年金課 82-3672/88-9086
5	減免 介護保険料減免制度	市	主たる生計維持者の事業収入や給与収入が一定程度減少した被保険者は、申請により減免が受けられる場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の支払いが困難な人	介護福祉課 82-3675/88-9088
6	減免 国民健康保険税減免制度	市	減免できる場合があるため、詳細は7月中旬に送付される保険税納税通知書に同封のチラシをご覧ください。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の支払いが困難な人	保険年金課 82-3672/88-9086
7	減免 後期高齢者医療保険料減免制度	市	減免できる場合があるため、詳細は7月中旬に「奈良県後期高齢者医療広域連合」から送付される被保険者証に同封のチラシをご覧ください。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の支払いが困難な人	保険年金課 82-3672/88-9086

新型コロナウイルス感染症に伴う **個人** 向けの給付や貸付等の相談窓口

(R4年2月10日現在)

区分	事業名	実施	内容	対象者	問い合わせ先
8	減免 国民健康保険税減免制度	市	主たる生計維持者の事業収入や給与収入が一定程度減少した世帯は、申請により減免が受けられる場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険税の支払いが困難な人	保険年金課 82-3672/88-9086
9	減免 後期高齢者医療保険料減免制度	市	主たる生計維持者の事業収入や給与収入が一定程度減少した被保険者は、申請により減免が受けられる場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の支払いが困難な人	保険年金課 82-3672/88-9086
10	助成 小学校休業等対応支援金	国	令和3年8月1日から令和4年3月31日まで間において、仕事ができなかった日について、一日当たり一定の金額を支給【申請期限有り】	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 (受付時間) 9時～21時
11	納付猶予 水道料金・下水道使用料の支払い相談	市	離職や収入減少などご事情をおうかがいして、支払い期限の延長や分割納付の相談をお受けしています	水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方（事業者も対象）	水道局総務課 88-9067
12	貸付 生活福祉資金貸付制度・緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）	その他	<貸付上限額> 20万円以内（1回限り）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	宇陀市社会福祉協議会 0745-84-4116
3	貸付 生活福祉資金貸付制度・総合支援資金【生活支援費】（新型コロナウイルス感染症特例）	その他	<貸付上限額> 単身世帯で月15万円以内 複数世帯で月20万円以内（いずれも原則3か月以内）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	宇陀市社会福祉協議会 0745-84-4116
14	貸付 母子父子寡婦福祉資金の貸付金	県	融資の相談をすることができます。また、現在償還中の方は償還猶予を受けることができます	ひとり親（母子・父子）の方	こども未来課 82-2236
15	税制措置 中止や延長などによるイベントへのチケット払い戻しを放棄した場合の税制措置	国・市	感染症拡大に関する政府の自粛要請を受けて、中止・延期などされた文化芸術・スポーツ等のイベントについて、参加料等の払い戻しを放棄した場合は、所得税で寄付金控除対象とされているものの中から、条例で指定したときは、個人住民税の税額控除の対象となります。R3年末までに指定された行事・イベントについて、R2.2.1～R3.12.31の期間内に払戻請求権を放棄したものが対象となります。	個人	桜井税務署 0744-42-3501 税務課 82-1306

新型コロナウイルス感染症に伴う **個人** 向けの給付や貸付等の相談窓口

(R4年2月10日現在)

区分	事業名	実施	内容	対象者	問い合わせ先
16	税制措置 住宅ローン控除の適用要件が弾力化	国・市	感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、限度額の範囲内で個人住民税から控除されます（令和4年12月末入居分までの措置）。	個人	桜井税務署 0744-42-3501 税務課 82-1306
17	その他 法律相談	県	専門家に無料で相談することができます。事前の予約が必要です。	事業所、個人等どなたでも	中南和法律相談センター 0742-22-2035
18	その他 農林水産業に関する相談	県	奈良県では、新型コロナウイルス感染症により、影響を受ける、またはその恐れがある農林漁業者の経営安定や資金繰りに関する相談窓口を設置しています	個人事業主、個人	東部農林振興事務所 (農業普及課) 82-3248 (農林課) 82-3679
19	その他 労働相談	その他	解雇・雇止め、休業等の相談をすることができます。 【特別労働相談窓口】 開設期間：当面の間 平日 9時00分～17時00分	企業、個人事業主、個人	奈良労働局雇用環境・均等室 0742-32-020
20	その他 生活上の困りごと	その他	生活や仕事のことでお困りの方の相談を行っています。 ※土曜・日曜日・祝日を除く、9時00分～17時00分まで。	個人	厚生保護課 82-2221
21	その他 電気料金の納付猶予	その他	一時的に料金のお支払いが困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	個人	関西電力株式会社 0800-777-8810
22	その他 放送受信料のこと	その他	期日までに受信料を納付することが難しい場合は、相談をすることができます。	個人	日本放送協会(NHK) 奈良放送局 0742-27-5911
23	その他 感染症に係る廃棄物処理	市	感染源となる恐れがあるもの（使用済みのマスクやティッシュペーパー等）を捨てる場合は、ビニール袋に入れて封をした上で、ごみ袋の口をしっかりと縛って、可燃性ごみ（生ごみ）袋に入れ、出してください。	個人	環境対策課 82-2202